

令和2年12月16日

門真市議会議長

今田 哲哉 様

総務建設常任委員会

委員長 大倉 基文

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第80号 市道路線の認定について
- 2 議案第81号 大東市道路線の区域外認定の承諾について
- 3 議案第87号 門真市営住宅の指定管理者の指定について
- 4 議案第88号 門真市有料自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 5 議案第89号 門真市東部大阪都市計画地区計画（北島東第2地区）の区域内における建築物の制限等に関する条例の制定について
- 6 議案第92号 令和2年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項
- 7 議案第93号 令和2年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）中、所管事項
- 8 議案第94号 令和2年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：令和2年12月8日（火）

○議案第87号 門真市営住宅の指定管理者の指定について

（議案の内容）

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 本町市営住宅
- (2) 寿市営住宅
- (3) 新橋市営住宅
- (4) 門真住宅
- (5) 門真千石西町住宅
- (6) 門真四宮住宅

2 指定管理者となる団体

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社  
代表取締役 福田 慎太郎

3 指定する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（主な質疑と答弁）

<b>問</b>	指定管理者候補者の選定過程は。
<b>答</b>	2年7月に募集要項の配布及び現地見学会を実施し、8月に応募を受け付けたところ1団体から申請があった。 その後、学識経験を有する者1人、専門的な知識を有する者3人、本市職員1人の計5人で構成された選定委員会で提案内容の審査を行い、第1次審査では書類審査、第2次審査ではプレゼンテーション及び質疑応答を行った。
<b>問</b>	同候補者から現サービスを拡充するような提案はあったのか。
<b>答</b>	内覧用のモデルルームの設置、住戸間取り図や写真等のホームページ掲載、電球交換等軽作業サービスの提案や、管理センター窓口開設時間の延長や安否確認サービスの対象年齢を広げるなどの提案があった。
<b>問</b>	現地見学会の対象住宅及び参加団体数は。
<b>答</b>	修繕前の空き家の状態等を見てもらうために来年度入居者募集を予定している寿市営住宅及び門真四宮住宅を対象とし、3団体が参加した。
<b>問</b>	住宅修繕における市と管理者の役割分担は。
<b>答</b>	必要な修繕のうち、外壁の塗りかえや屋上防水等の定期的に行う必要のある計画修繕は、本市の負担により実施し、日々の住宅管理の中で発生した不具合等に関する一般修繕や新たな入居者が入る前に行う空き家修繕は、管理者の負担により実施する。
<b>問</b>	空き家修繕において、管理者が市の求める戸数の修繕をしない場合、入居者募集可能な住戸が

減り、入居希望者が入居できないような事態にならないか。

答 市が募集住戸を決定し修繕を依頼しているため、管理者が修繕件数を調整することができない仕組みとなっている。

(その他の質疑)・現在の市営住宅委託事業者に対する市の評価と今後の課題について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

## ○議案第88号 門真市有料自転車駐車場の指定管理者の指定について

(議案の内容)

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 門真市駅北自転車駐車場
- (2) 門真市駅南第2自転車駐車場
- (3) 門真市駅南第3自転車駐車場
- (4) 古川橋駅自転車駐車場
- (5) 大和田駅自転車駐車場
- (6) 萱島駅西自転車駐車場
- (7) 門真南駅機械式自転車駐車場

### 2 指定管理者となる団体

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 則竹 博安

### 3 指定する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問	指定管理者候補者の選定過程は。
答	2年7月に募集要項を配布し8月に応募を受け付けたところ、4団体から申請があった。その後、学識経験を有する者1人、専門的な知識を有する者3人、市職員1人の計5人で構成された選定委員会で提案内容の審査を行い、第1次審査では書類審査、第2次審査ではプレゼンテーション審査及び質疑応答を行った。
問	同候補者が、ほかの3団体よりすぐれていた点は。
答	選定委員会の講評では、特に指定管理料の提案において、人件費等の管理経費の縮減を図るための具体的方策が他の申請団体よりもすぐれていることや、その裏づけとなる財務状況が健全であることがすぐれていたと評価されていた。
問	同候補者から利用者への利便性につながるサービスの提案はあったのか。
答	電動自転車充電器、電動空気入れ、AED及び防犯カメラの設置等の提案があった。
問	市が想定していた指定管理料の根拠は。また、来年度からの同管理料は。
答	移管元である財団法人自転車駐車場整備センターから提出された、管理事業費を根拠としている。また、来年度からは同候補者が提示した価格を同管理料として支払うこととなり、想定価格より年間で1700万円ほど下がる。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第89号 門真市東部大阪都市計画地区計画（北島東第2地区）の区域内における建築物の制限等に関する条例の制定について

(議案の内容)

建築基準法第68条の2第1項及び都市緑地法第39条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（北島東第2地区）の区域内における建築物の敷地及び構造に関する制限並びに緑化率の最低限度に関し、必要な事項を定める。

(主な質疑と答弁)

問	条例制定の目的は。
答	第二京阪道路の広域交通網を生かした良好な地域環境や景観の維持保全を図るため、建築物の用途に関する制限、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置に関する制限、垣または柵の構造の制限、緑化率の最低限度について定めるものである。
問	条例制定の効果は。
答	地区計画により定められた建築物の制限等が、建築基準法に基づく建築確認の審査事項となり、より実効性の確保が図られることとなる。
問	さきにまち開きした同地区南側に位置する北島東地区との違いは。
答	北島東地区においても、建築物の敷地や構造に関する制限、緑化率の最低限度を定め、現在、良好な土地利用が進められており、第2地区についても同様の制限としている。
問	第12条及び第13条に定めている20万円以下の罰金の根拠は。
答	地区計画の区域内において建築物の建築を行おうとする者が届け出をせず、または虚偽の届け出をした場合に、20万円以下の罰金に処するとされている都市計画法が根拠である。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第92号 令和2年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7585万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ778億6656万9000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：北島東第2地区土地区画整理事業

公共用地購入費追加分 900万円】

問	北島東第2地区土地区画整理事業の公共用地購入費が増額に至った経緯は。
答	同地区においては、今年度末までに土地区画整理組合の設立を目指しており、地権者の最終の意向を反映させた上で、土地区画整理事業計画を見直したところ、都市計画手続等に必要の公園面積に不足が生じることが判明した。 本市は準備組合に対し支援する立場であり、公園が地区の快適性の向上や都市の骨格の形

成等に効果が高いものと認識しており、必要公園面積を確保するため、土地を購入するものである。

【歳入：財政調整基金繰入金追加分 5億8000万円】

問 財政調整基金の2年度予算において、今回の補正予算を含めた同基金の残高は。

答 予算ベースで約8億5600万円である。

問 同基金の現状について、門真市健全な財政に関する条例も踏まえた市の見解は。

答 同基金残高は、同条例等において、標準財政規模の5%、2年度では約13億9000万円を健全化の基準としているが、現状、予算ベースで基準に抵触しており、非常に厳しい財政状況にあると認識している。

問 財政状況が厳しい中、新型コロナ対策も引き続き必要と考えるが、今後の財政運営について市の考えは。

答 新型コロナ拡大の影響により、3年度においても市税の大幅な減収が見込まれるなど、今後も、厳しい状況が続くことが予想されるが、毎年度決算において健全化の基準に抵触することのないよう、また、条例に定める同基金の目標額を確保できるように、3年度以降も、当初予算において同基金を繰り入れない収支均衡予算の継続に取り組むことで、まちの成長と財政の健全化の両立を図っていく。

【歳入：普通交付税減額分 △5億5290万8000円  
臨時財政対策債減額分 △1億4673万5000円  
減収補てん債 3億7500万円】

問 普通交付税及び臨時財政対策債の額の決定方法は。

答 地方交付税法等に基づき、毎年度、国の予算においてその総額が決定され、各都道府県及び市町村へ配分される。

配分額は、地方団体が標準的な行政水準を維持するために必要な一般財源として算定される基準財政需要額が、地方団体の標準的な税収入の一定割合として算定される基準財政収入額を超える場合に、その差額である一般財源不足額を基準として決定される。

問 減収補てん債の概要は。

答 同交付税及び同対策債の算定の中で、前年度実績に基づいて算定される基準財政収入額で見込んだ標準的な税収入額と、実際の市税の収入額とは必ずしも一致するものではなく、特に法人税割等、年度ごとの変動が大きい税目は、著しく格差が生じることなどがあるため、その差額について同補てん債の発行、または翌年度以降の同交付税での精算といった是正措置が講じられている。

問 同補てん債の金額と積算根拠は。

答 発行対象となる税目である法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金における、本市の基準財政収入額の算定において見込まれた標準的な税収入額と、新型コロナの影響も踏まえた現時点での実績見込み額の差額である3億7500万円となる。

【歳入：徴収猶予特例債 8090万円】

問	徴収猶予特例債の制度概要は。
答	新型コロナの影響を踏まえた地方税の徴収猶予特例制度が設けられたことに伴い、地方公共団体に生じる一時的な減収を埋めるため、その猶予相当額に特例債を起こすことができるもので、償還年限は、猶予期間における減収補填という趣旨から1年以内となっている。
問	同特例制度の申請条件は。
答	新型コロナの影響により、2年2月以降の任意の期間において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していることと一時に納付を行うことが困難である者が対象である。
問	同特例制度の申請件数及び猶予金額は。
答	2年11月末までの申請件数は延べ201件で、猶予金額は6938万3560円である。

【歳出：大阪モノレール新駅設置予備設計業務委託料追加分 458万3000円】

問	大阪モノレール新駅設置予備設計業務における追加内容は。
答	大阪モノレール株式会社から依頼を受け、収支検討を行うための資料として、商業施設等が新駅利用者に及ぼす影響等、複数の条件案による乗降客数の予測検討を行うものである。
問	追加業務の発注予定先は。
答	追加業務の実施に当たり、現在作業中の予備設計で作成したデータを活用できること、また、大阪モノレール株式会社が過去に独自で収支採算の検討を行った際に委託したコンサルタント会社が、予備設計を委託中の会社と同一であり、業務に精通していることから、同コンサルタント会社と変更契約を締結し業務を発注する予定である。
問	今後の事業スケジュールへの影響は。
答	大阪モノレール株式会社において収支採算の検討結果をもとに、会社の経営会議において、新駅受け入れの判断を諮ると聞いている。さらに、この経営会議の結果を受け、府にて今年度末を目途に、新駅設置の意思決定が行われる予定であり、事業スケジュールへの影響はないと考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

---

このほか、議案第80号、第81号、第93号中、所管事項及び第94号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和2年12月16日

門真市議会議長

今田 哲哉 様

民生水道常任委員会

委員長 松本 京子

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第85号 門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について
- 2 議案第86号 門真市立図書館の指定管理者の指定について
- 3 議案第91号 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 4 議案第92号 令和2年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項
- 5 議案第93号 令和2年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）中、所管事項
- 6 議案第94号 令和2年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項
- 7 議案第95号 令和2年度門真市水道事業会計補正予算（第4号）
- 8 議案第96号 令和2年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

審査日：令和2年12月9日（水）

○議案第85号 門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について

（議案の内容）

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 門真市立公民館
  - (2) 門真市立門真市民プラザ
- 2 指定管理者となる団体  
大阪市浪速区幸町二丁目3番33号  
特定非営利活動法人トイボックス  
代表理事 栗田 拓
- 3 指定する期間  
令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

（主な質疑と答弁）

問	門真市民プラザにおいて、自動販売機だけでなくカフェなどを設置し、飲食を提供してはどうか。
答	同プラザは調理施設がないことから、本格的なカフェなどの設置は難しいが、飲食の提供自体は可能であると考えている。 しかし、これまで指定管理者から自主事業としてレストラン・カフェなどの実施要望もなく、飲食需要がどの程度あるのか不透明であることや、飲食物の提供内容、実施場所等の調査や施設間調整が必要であることから、施設管理者である次期指定管理者の意向も含め、調査研究していく。
問	同プラザ内のプールの活用は。
答	老朽化していることから、多額の撤去費用を要することに加え、撤去後の効果的な活用の方策も定まっておらず、現時点での活用は困難である。
問	同プラザの施設の現状と、今後の課題は。
答	大規模修繕が必要となる箇所はないが、経年劣化による一部破損や、腐食によるさびなどの軽微な修繕箇所があり、指定管理者において優先順位をつけ対応する。
問	指定管理者を変更した際、指定管理料で購入した備品の所在は。
答	指定管理者業務仕様書において、市の所有とすると記載しているため、引き続き市に帰属する。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

## ○議案第86号 門真市立図書館の指定管理者の指定について

(議案の内容)

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
門真市立図書館 (門真市新橋町3番4-101号)
- 2 指定管理者となる団体  
大阪府枚方市岡東町12番2号  
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社  
代表取締役 増田 宗昭
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問	門真市立図書館の指定管理者が行う業務の範囲は。
答	庶務業務や窓口業務、蔵書管理業務、利用促進業務、各種行事等の図書館運営全般である。
問	今回の募集で、複数の業務内容が組み込まれているが、事業スキームの概要は。
答	<p>生涯学習複合施設の管理運営予定者に、直営で培ってきた現図書館運営のノウハウや専門性を継承する観点から、同複合施設の開館1年前より新橋町の現図書館の管理運営を指定管理者として行わせるものであり、現図書館と同複合施設の管理運営業務等を担う事業者を一体的に公募、選定し複数の業務を包括する基本契約を締結するものである。</p> <p>また、事業者の管理運営に関するノウハウを設計に反映させる観点から、基本設計前に指定管理者を選定し、施設内のレイアウト作成等の設計支援業務を進めていく。</p> <p>なお、図書館事業者の特殊性から競争性が確保されず、施設整備費を含む全体事業費の縮減が図られないおそれがあるといった調査結果が得られたことから、今回は基本設計業務や実施設計業務、建設工事を行う施設整備事業者を分離したスキームとした。</p>
問	現図書館から指定管理者制度を導入して事業を進めていくことについて市の考えは。
答	現図書館での運営業務を通じ、直営により培ってきた運営ノウハウを指定管理者に継承するとともに、現図書館運営における課題の抽出及び整理を行わせることなどにより同複合施設内に移転する新図書館でのサービス向上が図れるものとする。
問	6年4月から現図書館の同制度が始まるが、引き継ぎのスケジュールは。
答	今後、事業者と協議の上決定していくこととなるが、現時点では、同制度開始の数カ月前から引き継ぎ作業を行うことを想定している。
問	この時期に議案を提出した理由は。
答	将来的に同複合施設の管理運営者となる現図書館の指定管理者が設計支援業務も担うことから、設計支援業務に係る予算議案と合わせて審議してもらうためである。
問	地震発生時の避難誘導等の対応について、市の考えは。
答	<p>安全管理業務として、現図書館及び同複合施設のそれぞれの管理・運営基準書に、防災対策等の危機管理体制を確立し、非常災害時の対応を行うことと規定しており、子どもに対する安全についても十分に確保していく。</p> <p>また、具体的内容についても、指定管理者と安全管理業務を十分に協議しその規定を遵守することで、万全の防災対策を講じていく。</p>

問	他市の図書館では、同制度の導入により、選書において中古本の購入、未購入残金の未返還、貴重な郷土資料の廃棄等の事例があると聞かすが、市の考えは。
答	選書は、指定管理者が選書補助業務を行うものの、選書の決定は市が直接行っていくことに加え、図書資料の購入や除籍、リサイクルも含めて市が直接実施することとしており、指定管理者には、除籍候補の提案や廃棄作業を行わせるものであり、そのような問題は生じないと考えている。
問	他市の図書館では、Tカード機能つき貸出カードを作成し情報漏えいがあったと聞かすが、市の考えは。
答	同カードを導入する場合は、個人情報保護法及び個人情報保護条例並びに情報公開条例等を遵守し、利用者の利便性等も配慮しながら運用していく。
問	現図書館の正規職員及び会計年度任用職員の司書有資格者率は。
答	正規職員は9人中4人、人数割で44.4%であり、会計年度任用職員は、公益社団法人日本図書館協会の統計基準にのっとると、94.4%である。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

#### ○議案第91号 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

重度障がい者医療費の助成対象に精神病床への入院に係る医療費を追加するとともに、住所地特例に係る所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問	重度障がい者医療費助成制度の改正内容は。
答	1点目は3年4月1日より医療費助成対象に精神病床への入院を追加するものである。 2点目は住所地特例の改正である。これまで障がい者支援施設及び障がい児入所施設のみが住所地特例となっていたが、今回の改正で国民健康保険法に準拠した内容に変更し、病院や養護老人ホーム、グループホームなども住所地特例の対象となり、転出先の市町村ではなく、本市の医療費助成制度の対象者となる。
問	今回の制度改正で、平成30年から助成対象外となった精神病床への入院が再度助成の対象となった理由は。
答	平成29年度より府が実施している長期入院精神障がい者退院促進事業の取り組みにより、精神障がい者の地域移行が一定進展していることや、精神病床への平均入院日数が全国に比べて短く、年々減少傾向にあるなど、福祉医療費助成により精神科病院の長期入院が助長される懸念が薄まってきたことなどのため、本市においても制度改正を行うものである。
問	住所地特例施設が拡大することによる公費負担への影響額は。
答	現状では、他市の新たに対象となる住所地特例施設を把握できていないため、算出は困難であるが、本市は、病院やグループホームなどの社会資源が少ないことから、改正により本市が医療費助成の実施主体となる対象は従前と比べて増加すると想定している。
問	施行日前後の入所者について、住所地特例の適用は。
答	施行日後に入所等で住所地特例の対象となる者は、その時点からの適用となる。また、施

行日前に入所等している者は、府内統一の重度障がい者医療証の更新月である11月1日に合わせて適用となる。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

## ○議案第92号 令和2年度門真市一般会計補正予算(第11号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7585万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ778億6656万9000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：デジタル技術で結ぶ地域文化資源活用事業(新型コロナ対策) 292万8000円】

**問** デジタル技術で結ぶ地域文化資源活用事業は、関西フィルハーモニー管弦楽団と締結した協定に基づく事業と聞くが、協定締結の経緯は。

**答** 同楽団が事務所の移転先として、楽団員の通勤の利便性が高く、必要な練習日数が確保できる施設を探している中、過去に公演実績のあるルミエールホールが候補地となった。

楽団側としては、大ホールで練習ができることで演奏のレベルアップにつながり、市としては、同ホールでの演奏会や子どもを対象とした文化事業を展開することができ、市の文化芸術施策に対するイメージの向上が見込まれ、さらに平日の稼働率が低い大ホールを有効に活用できるなど、双方の利点が一致し協定締結に至った。

**問** 事業概要は。

**答** 3年4月から開始される同楽団の活動が文化芸術振興のための有効な資源となるよう、市民に広く周知するため、12人編成の演奏会を先行イベントとして予定している。コロナ禍の状況に鑑み、演奏会の様子を録画し、インターネット上で広く公開することにより、同楽団の活動前に、クラシックへの関心はもとより文化芸術全般に、多くの市民が興味を持つことを期待して実施する事業である。

**問** 事業の周知方法は。

**答** 市及び同ホールのホームページや広報紙への掲載と、公共施設や同ホール周辺の商業施設へのチラシ、ポスターの掲出を行い、本事業に関する周知を行うとともに、古川橋駅から同ホールまでの街路灯へのフラッグ取り付けや、市庁舎での懸垂幕の掲出等を実施する。

**問** 今後の事業展開は。

**答** 同楽団主催の定期演奏会の開催や子ども向け鑑賞機会の創出、公開リハーサルなど、幅広い世代の市民が音楽を身近に感じ、文化芸術に親しみを感じることができる機会を創出していく。さらに、吹奏楽フェスティバルなどのイベントとの連携や、ふるさと納税の返礼品として同楽団の演奏を加えるなど、あらゆる機会を通じて、文化芸術振興と地域教育環境の充実に努めていく。

【歳出：保健福祉センター診療所運営事業(新型コロナ対策) 351万8000円】

**問** 今冬、新型コロナ感染拡大とインフルエンザの同時流行が危惧されるが、新たな運営体制は。

【答】 受診前の電話連絡の徹底や発熱患者との診療時間の分離のほか、検診用車庫に陰圧テントを設置し、テント内の診察室と建物内の診察室との動線を分離した診療を行う。

また、各診察室等からタブレットによるリモート診療を行うことにより、発熱患者と医師との接触を最小限にとどめるなど、診療所内での感染拡大防止を配慮した運営に努める。

【問】 新たな運営体制の実施時期は。

【答】 受診前の電話連絡は既に周知しており、タブレットによるリモート診療は可能な範囲で早期に進めていく。また、テント内での診療は12月下旬より実施予定である。

【歳出：障がい者等支援給付事業

障がい者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料 319万円】

【問】 障がい者自立支援給付審査支払等システム改修の概要は。

【答】 3年度からの報酬改定及びその他制度改正等に伴って必要となる障がい者自立支援給付審査支払等について所要の改修を行うものである。

【問】 報酬改定等の内容は。

【答】 障がい者の重度化、高齢化を踏まえた地域生活支援、医療的ケア児や精神障がい者の増加等に伴う障がい児者のニーズに対応するため、現在、国において調整中である。

【問】 地域での生活移行に向けてグループホームの拡充が必要と考えるが、今後の開設予定は。

【答】 同ホームは2年12月1日時点で市内に25カ所あるが、北河内各市と比較すると少ない状況であるため、引き続き開設に向けたサービス事業者への情報提供及び働きかけを行い、障がいのある人が住みなれた地域で安心して自立した生活が過ごせるよう、整備促進に努める。

(その他の質疑項目)・戸籍謄抄本の利用目的について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第93号中、所管事項、第94号中、所管事項、第95号及び第96号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和2年12月16日

門真市議会議長

今田 哲哉 様

文教子ども常任委員会

委員長 森 博孝

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第82号 動産の取得について
- 2 議案第83号 動産の取得について
- 3 議案第84号 動産の取得の一部変更について
- 4 議案第90号 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 5 議案第92号 令和2年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項

審査日：令和2年12月10日（木）

○議案第84号 動産の取得の一部変更について

（議案の内容）

令和2年9月17日門真市議会第3回定例会において議決のあった動産の取得（門真市小中学校学習者用端末）について、取得価額「3億3021万5655円」を「3億5681万5305円」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	今年度導入する学習者用端末の保証期間を3年から5年に延長する理由は。
答	新型コロナの感染拡大に伴い、家庭への持ち帰りを含めた学校外での端末の利用をより積極的に検討することが必要な状況となっており、活用の頻度及び用途の幅を広げることを想定し、保証期間の変更契約を行うものである。
問	同端末のハードウェア保証の内容は。
答	自然故障に加え、破損、落下、水没、落雷や火災等の自然災害に伴う故障、盗難等が含まれ、故障した場所の要件はなく、家庭や通学時の故障であっても保証の対象となる。 また、故障等発生時の、学校への引き渡し、修理、修理後の返却までの運送に係る作業及び費用も含まれている。
問	保証期間の開始時期は。
答	学校に納入された日からであるが、現在進めている校内LAN整備及び保管庫の設置が完了し、各学校で同端末を利用できる環境が整うのは1月末頃となるため、1月末頃から2月初旬となる見込みである。
問	保証期間経過後の市の考えは。
答	現在将来的な国の補助金等の考え方は示されておらず、GIGAスクール構想の推進により、今後の教育ICT環境の変化は大きいと予想されることから、5年後にどのようなICT環境を整備するかは非常に困難な状況である。 まずは本市小・中学校における同端末の活用や運用策の事例を積み重ねながら、最大限の効果を発揮できる授業づくりを進め、入れ替え時期には、そのときの活用や運用を反映した最適な方法を検討していく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第92号 令和2年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7585万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ778億6656万9000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：GIGAスクール構想推進事業

教育ICTヘルプデスク利用料 8970万5000円】

問	新たに設置するヘルプデスクの内容は。
答	Chromebook端末やグーグルサービスに係る不具合や課題に対し、専門の知識で対応できる体制を恒常的に整備するものである。主には学校のトラブルや活用サポートとなるが、加えて教育委員会のサポートも含めた内容となっている。
問	同デスクの設置背景は。
答	同端末は、国の補助金を活用した機器の購入のみを行っており、運用保守が含まれないため、今後の管理、運用、活用は独自で行う必要がある。 特に、Chromebookは、クラウド型の管理となり、高度な技術や制御は不要であるものの、端末約7000台と電子黒板等の関連機器を新たに一斉に管理する必要がある。また、教育委員会や学校が従来使用しているパソコンとは操作や仕様が大きく異なることから、教員が授業で安定的、効果的に活用するには、一定のなれや勉強が不可欠であり、サポートできる体制が必要との考えから、同デスクを設置する。
問	どのような効果が期待されるのか。
答	学校で不具合や疑問が生じた際、電話窓口を一本化でき、どこに電話をかけたらいいかわからない状況を回避でき、また、専門的な知識や経験によって、問い合わせ内容の精査や迅速な対応ができると考えている。 また、教育委員会としても、限られた人員体制の中、持続的で安定的な運用を図っていく上で大きな一助になると考えている。
問	端末保証との違いは。
答	端末保証は、ハードウェアが故障した際の修理に関する対応で、同デスクは、端末運用の中でさまざまな問い合わせに対応するもので、突然の不具合や故障、Chromebookの機能や権限設定、使い方やグーグルサービス全般に係る問い合わせへの対応、コールセンター及び現地対応、年次更新サポートを可能とするものである。
問	GIGAスクールサポーターとの役割分担は。
答	同サポーターは、主に学校の既存機器の確認や設定変更、今回導入する同端末も含めさまざまな機器やサービスの教員向け手順書や研修資料の作成を行う。

【歳出：公立保育所運営事業（新型コロナ対策）

保育支援システム導入業務委託料 309万2000円

公立認定こども園運営事業（新型コロナ対策）

保育システム導入業務委託料 462万6000円】

問	公立保育所及び認定こども園に導入する保育支援システムの概要及び効果は。
答	現在、公立保育所及び認定こども園で、主に紙媒体で作成し記録、管理している園児の登降園状況や園児への各種指導計画等を電子化することでペーパーレス化の推進を図るとともに、スマートフォンの保護者アプリなどを活用した保護者へのお知らせ配信や出欠連絡等を段階的に実施していくことによって、職員の事務負担の軽減や保護者の利便性向上につな

げるものであり、登降園時の混雑解消や紙媒体での文書のやりとりを減らすことにより、新型コロナウイルスの感染防止対策となる。

**問** スマートフォンを所持していない保護者への対応は。

**答** 登降園管理は保護者ごとにQRコードなどの配付または施設に設置するタブレットでの対応となるため、全ての保護者が利用できるが、スマートフォンを所持していない保護者へのお知らせ配信等は、従来通り紙媒体で文書を配付するといった柔軟な対応を行う。

【歳出：めざせ世界へはばたけ事業 △561万6000円】

**問** 現在の状況と来年度の方向性は。

**答** 今年度も夏季休業中に、元年度のプレゼンテーションコンテストで優秀賞を受賞した生徒たちをオーストラリアへ派遣する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、今年度の実施を見合わせていた。海外での貴重な時間を体験してもらいたい思いから、2年度の同コンテストの受賞者とともに、3年度夏季休業中にオーストラリアへの派遣研修が実施できるよう、可能な限り調整を進めてきた。しかし、依然として世界中で新型コロナウイルスの感染拡大がとどまらず、オーストラリアも入国制限しており、現状では来年度も実施は非常に厳しい状況だという結論に至った。

現在、代替案として、国内で英語体験ができる研修旅行を実施する方向で進めている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

---

このほか、議案第82号、第83号及び第90号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。